

自主避難所に避難するときは！

風水害が多発する時期が近づいており、自主避難所等の開設頻度も多くなると予想されます。すでに全戸配布している「美郷町防災マップ」等を参考にし、避難方法等についてあらかじめご確認ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、自主避難所ではなく、親戚や知人宅へ避難することも選択肢としてご検討くださるようお願いいたします。

また、自主避難所へ避難する際には、食料・薬・マスク・手指消毒液・体温計・ゴミ袋・内履きなど、必要なものをご持参くださるようご協力をお願いします。

※緊急時は避難することを最優先にしてください。



感染症予防のため避難所では次の点についてご協力をお願いします

- ① 避難所に到着したら、受付前に検温と問診票への記入を済ませる
(発熱等の症状がある方は、自分の車が指示のあった場所で待機する)
- ② 受付に問診票を提出し、係員の指示に従い避難所へ入場する
- ③ 係員の指示に従い、隣人と2m以上の距離をあけて避難する

美郷町防災マップの内容は町ホームページでも公開しています

問●町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

商工観光交流課

企業新分野進出支援事業のお知らせ

町内企業の新分野進出に伴う経費の一部を補助します。

対象者●町内において1年以上の事業実績があり、すでに行っている事業を継続しながら、日本標準産業分類の大分類(製造業は中分類)を越えて新分野に進出する企業

交付要件●次の要件を満たす必要があります。

- ・進出する事業が補助対象外の業種に該当しないこと
- ※詳細は町商工観光交流課までお問い合わせください。
- ・町税その他使用料等を完納していること

- 補助金額**●①事務所等の新築、増改築、設備等の取得に要する経費の3分の1以内の額
(上限額100万円)
- ②新分野進出後1年以内に町民を常時雇用した場合は1人につき18万円(定額)
- ③上記雇用者の人材育成(研修等)に要する経費の全額(上限額12万円/人)

申請期限●第1回:8月7日(金)
第2回:11月6日(金)

※交付決定の時期は受付日にかかわらず、おおむね申請期限の1カ月後となります。

企業人材獲得支援事業のお知らせ

町内企業が行う人材確保の取り組みに対し経費の一部を補助します。

対象者●①複数の事業者で構成されるインターンシップ受入団体

②正規雇用した町民の就職準備支援を行う事業者

※それぞれ町税その他使用料等を完納していることを要件とします。

- 対象経費**●①学生が事業者の現場などで5日以上の就業体験等を行うインターンシップ事業に係る経費
- ②社内規程に基づく引越費用や入社祝金等に係る経費

補助金額●①対象経費の3分の2以内の額
(上限額80万円)

②対象経費の2分の1以内の額
(上限額10万円/人、30万円/企業)

申・問 町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

7月31日(金)は固定資産税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期限です

納め忘れがないかご確認ください

■各税の納期限 (口座振替日)

項目	期別	納期限 (口座振替日)	期別	納期限 (口座振替日)
固定資産税	2期	7月31日(金)		
国民健康保険税(普通徴収)	1期・一括	7月31日(金)		
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	1期・一括	7月31日(金)		
町県民税(普通徴収)			1期・一括	6月30日(火)

町税や各種使用料などの納付には口座振替が利用できます

- ①町税 ②水道使用料 ③下水道使用料 ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料 ⑥児童クラブ利用料 ⑦こども園利用料 ⑧学校給食費 ⑨下水道受益者負担金 ⑩後期高齢者医療保険料

口座振替を希望する方は次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 北都銀行 ○秋田銀行 ○羽後信用金庫
○JA秋田おばこ ○JA秋田ふるさと ○ゆうちょ銀行
※手続きには通帳と金融機関に届け出している印鑑が必要です。

口座振替が
とても便利です

口座振替のメリット

- ・料金のお支払いに向く手間がはぶけます。
- ・お忙しい方には最適!お支払いのうっかり忘れがなくなります。
- ・お支払いの用紙を紛失してしまう心配もなくなります。
- ・手数料も掛かりません!

国民健康保険税(普通徴収)の減免申請期限は7月22日(水)です

生活困窮等に該当する方は減免の対象となる場合がありますので町税務課までお問い合わせください。また、失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により税の納付が難しい場合も、町税務課までお早めにご相談ください。

- ※減免の申請は納税通知書がお手元に届いてからとなります。
- ※納期限を過ぎたものや、すでに納付されたものは減免できませんのでご注意ください。
- ※減免申請は町税務課で受付しています。各出張所では受付していませんのでご注意ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

国民健康保険税についてのお知らせ

令和2年度の国民健康保険税の納税通知書を7月上旬に送付します。国民健康保険加入世帯の世帯主さまへ発送しますので内容をご確認ください。

※介護保険分は40歳以上65歳未満の方が対象です。

■令和2年度の税率

	医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分 ※
所得割額(所得に応じて計算)	6.6%	2.7%	1.7%
均等割額(加入者数に応じて計算)	23,800円	8,000円	7,500円
平等割額(1世帯いくらと計算)	22,000円	7,000円	4,300円
賦課限度額(上限額)	63万円	19万円	17万円

■軽減制度の拡大について

国民健康保険加入者全員および世帯主の前年中の所得合計額が一定基準以下の場合、均等割額と平等割額が軽減される制度があります。算定において被保険者等の数に乘すべき所得基準金額を次のとおり改正しました。

	改正前	改正後
5割軽減	28万円	28万5,000円
2割軽減	51万円	52万円

※所得不明(未申告)の方がいると、軽減を受けられない場合があります。詳しくは下記へお問い合わせください。

■特別徴収(年金からの天引き)について

次の3項目すべてに該当する方は、特別徴収(年金天引き)となります。

- ①世帯主が国民健康保険の被保険者となっている
 - ②世帯内の国民健康保険の被保険者の方が全員65歳以上74歳以下である
 - ③対象の年金額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料を合わせても年金額の2分の1を超えていない
- これらの要件から外れた場合や税額に変更があった場合は、自動的に天引きが中止となり普通徴収に変更されます。なお、特別徴収が不都合な場合は、申し出により口座振替に変更することもできますので、下記へご相談ください。

納付が困難なとき 特別な事情により納付が困難なときは、未納のままにせずお早めに町税務課へご相談ください。

問 町税務課 住民税班 ☎0187(84)4902